資料５－５

R5.10.31

第三期三鷹市障がい者（児）計画

だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち

自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち

持てる能力を発揮し、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち

令和6年3月

三鷹市

はじめに

（あいさつ）

令和６年３月

三鷹市長　河村　孝

【目 次】

第１章　計画の策定にあたって 1

第１節　計画策定の背景 3
第２節　計画の位置づけ 4
（１）計画の法的位置づけ 4
（２）三鷹市における位置づけ 5

第３節　計画の期間 6

第４節　計画の策定体制と方法 7
（１）三鷹市障がい者地域自立支援協議会による検討 7
（２）アンケート調査の実施 7
（３）パブリックコメントの実施 7

第５節　障がい者施策を取り巻く法制度・社会情勢の変化 8
（１）「障害者権利条約」の批准 8
（２）障害者基本計画（第５次）の策定 8
（３）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正 9
（４）「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の制定 10
（５）「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正 10
（６）「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立 11
（７）「障害者雇用促進法」等の改正 12
（８）2020 年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承 13
（９）新型コロナウイルス感染症の拡大とその対応 13

第２章　三鷹市の現状 15

第１節　第二期計画における三鷹市の取組 17
（１）第二期計画の概要 17
（２）第二期計画で掲げた重点課題に対する取り組みと課題 20

第２節　統計で見る障がい者の現状 22
（１）身体障がいのある人の状況 22
（２）知的障がいのある人の状況 23
（３）精神障がいのある人の状況 24
（４）難病患者などの状況 25
（５）障がい支援区分の認定状況 26
（６）児童・生徒の状況 27
（７）経済的支援の受給状況 30
（８）成年後見制度等権利擁護のための制度の利用状況 31

第３節　アンケートで見る障がい者の現状 32
（１）調査の概要 32

（２）調査対象と回収状況 32
（３）調査方法と調査時期 33
（４）調査結果（概要） 34

第４節　三鷹市の障がい者施策における課題 39
（１）障がいに対する理解の拡大 39
（２）障がいのある人の自己決定の尊重と相談支援機能の強化・充実 39
（３）生活支援と家族支援の充実 39
（４）就労を含めた社会参加の推進 39
（５）サービス基盤の確保 39
（６）安心して暮らせる地域づくり 39

第３章　基本理念 41

第１節　計画の基本理念と施策体系 43

第４章　施策の展開 47

第１節　（基本目標１）計画の推進 49
（１）計画の策定等 49
（２）計画の推進体制 50

第２節　（基本目標２）互いを理解し、認め合う地域づくり 51
（１）障がいに対する理解の推進 51
（２）障がい者差別の解消と合理的配慮推進 52
（３）障がい者の権利保障 52

第３節　（基本目標３）障がいのある人の視点に立った情報の提供と相談支援の充実 53
（１）わかりやすい情報提供 53
（２）相談機能の充実 53
（３）福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり 54

第４節　（基本目標４）地域における生活の支援 56
（１）障がいのある人の自立生活の支援 56
（２）家族支援の充実 58

第５節　（基本目標５）社会参加の推進 60
（１）障がいのある人の社会参加の推進 60
（２）障がいのある人による就労の促進 60
（３）障がいのある人が参加しやすい余暇活動の充実 61

第６節　（基本目標６）障がいのある人を支える人への支援 63
（１）福祉人材の確保 63
（２）サービスの質の確保 63
（３）施設整備の推進 64

第７節　（基本目標７）安心で住みやすいまちづくりの推進 65
（１）「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり 65
（２）バリアフリーのまちづくり 65

（３）災害・感染症対策の推進 66

第５章　障害福祉サービスの見込み（第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画） 67

第１節　前期計画における成果目標の達成状況 69
（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行 69
（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 69
（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実 69
（４）福祉施設から一般就労への移行等 69
（５）障害児支援の提供体制の整備等 69
（６）相談支援体制の充実・強化等 69
（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 69

第２節　新たな成果目標の設定 70
（１）施設入所者の地域生活への移行 70
（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 70
（３）地域生活支援の充実 70
（４）福祉施設から一般就労への移行等 71
（５）障害児支援の提供体制の整備等 71
（６）相談支援体制の充実・強化等 71
（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 72

第３節　障害福祉サービスの見込量とその確保方策 73
（１）訪問系サービスの見込量と確保方策 73
（２）日中活動系サービスの見込量と確保方策 76
（３）居住系サービスの見込量と確保方策 80
（４）相談支援の見込量と確保方策 82

第４節　地域生活支援事業の見込量とその確保方策 84
（１）地域生活支援事業の概要 84
（２）地域生活支援事業の見込みと確保方策 85

第５節　障害児が利用するサービスの見込量とその確保方策 101
（１）障害児通所・訪問系サービスの見込量と確保方策 101
（２）障害児相談支援の見込量と確保方策 104

第６章　計画の推進 105

第１節　関係機関との連携 107

第２節　計画の進行管理 107

第３節　計画の周知 107

第７章　資料編 109

（１）計画の策定経過 111

（２）三鷹市障がい者地域自立支援協議会委員名簿 112
（３）三鷹市障がい者計画策定市民委員会設置要綱 113
（４）用語解説 116

第３章　基本理念

第１節　計画の基本理念と施策体系

障がい者福祉に関連する法律や制度の改正、アンケート調査の結果などを総合的に踏まえ、本計画における基本理念を以下のように定めます。

この基本理念は、内閣府などが掲げる「共生社会」の実現を目指すものであると同時に、「健康福祉総合計画」が目指す地域共生社会の構築に、障がい者福祉の観点から寄与することを願い、定めるものです。障がいの有無だけではなく、性別や年齢など、すべての属性を超えて、あらゆる人がいきいきとした人生を享受できる社会づくりを推進します。

計画のビジョン

計画のビジョン	● だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち ● 自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち ● 持てる能力を発揮し、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち
大項目（基本目標）	1　計画の改定等と推進 2　互いを理解し、認め合う地域づくり 3　障がいのある人の視点に立った情報の提供と相談支援の充実 4　地域における生活の支援 5　社会参加の推進 6　障がいのある人を支える地域の基盤整備 7　安心で住みやすいまちづくりの推進

図表　施策体系

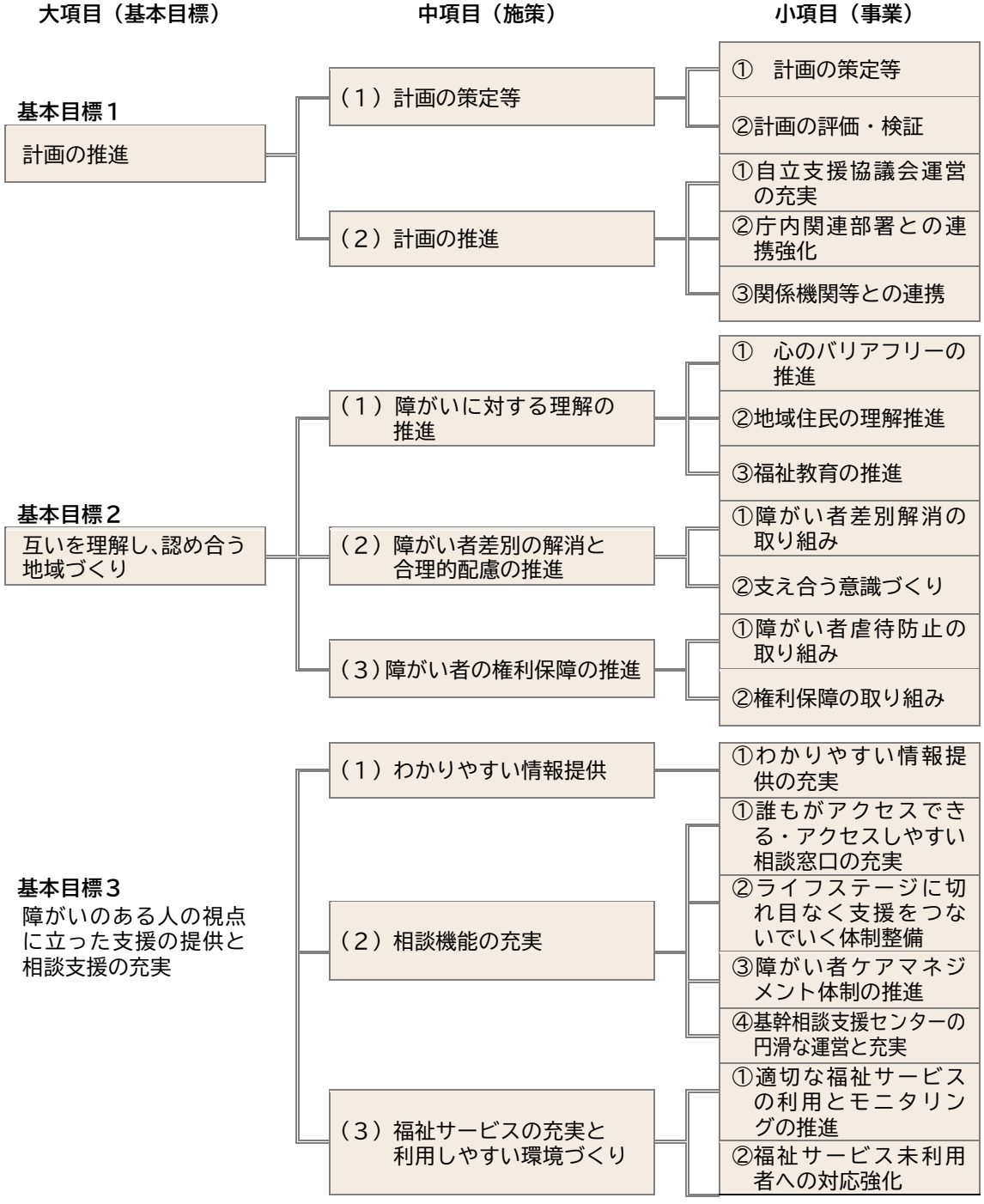
大項目（基本目標）
中項目（施策）
小項目（事業）
基本目標１
計画の推進
（１）計画の策定等
①　計画の策定等
②計画の評価・検証
（２）計画の推進
①自立支援協議会運営の充実
②庁内関連部署との連携強化
③関係機関等との連携
基本目標２
互いを理解し、認め合う地域づくり
（１）障がいに対する理解の推進
①　心のバリアフリーの推進
②地域住民の理解推進
③福祉教育の推進
（２）障がい者差別の解消と合理的配慮の推進
①障がい者差別解消の取り組み
②支え合う意識づくり
（３）障がい者の権利保障の推進
①障がい者虐待防止の取り組み
②権利保障の取り組み
基本目標３
障がいのある人の視点に立った支援の提供と相談支援の充実
（１）わかりやすい情報提供
①わかりやすい情報提供の充実
（２）相談機能の充実
①誰もがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口の充実
②ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制整備
③障がい者ケアマネジメント体制の推進
④基幹相談支援センターの円滑な運営と充実
（３）福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり
①適切な福祉サービスの利用とモニタリングの推進
②福祉サービス未利用者への対応強化

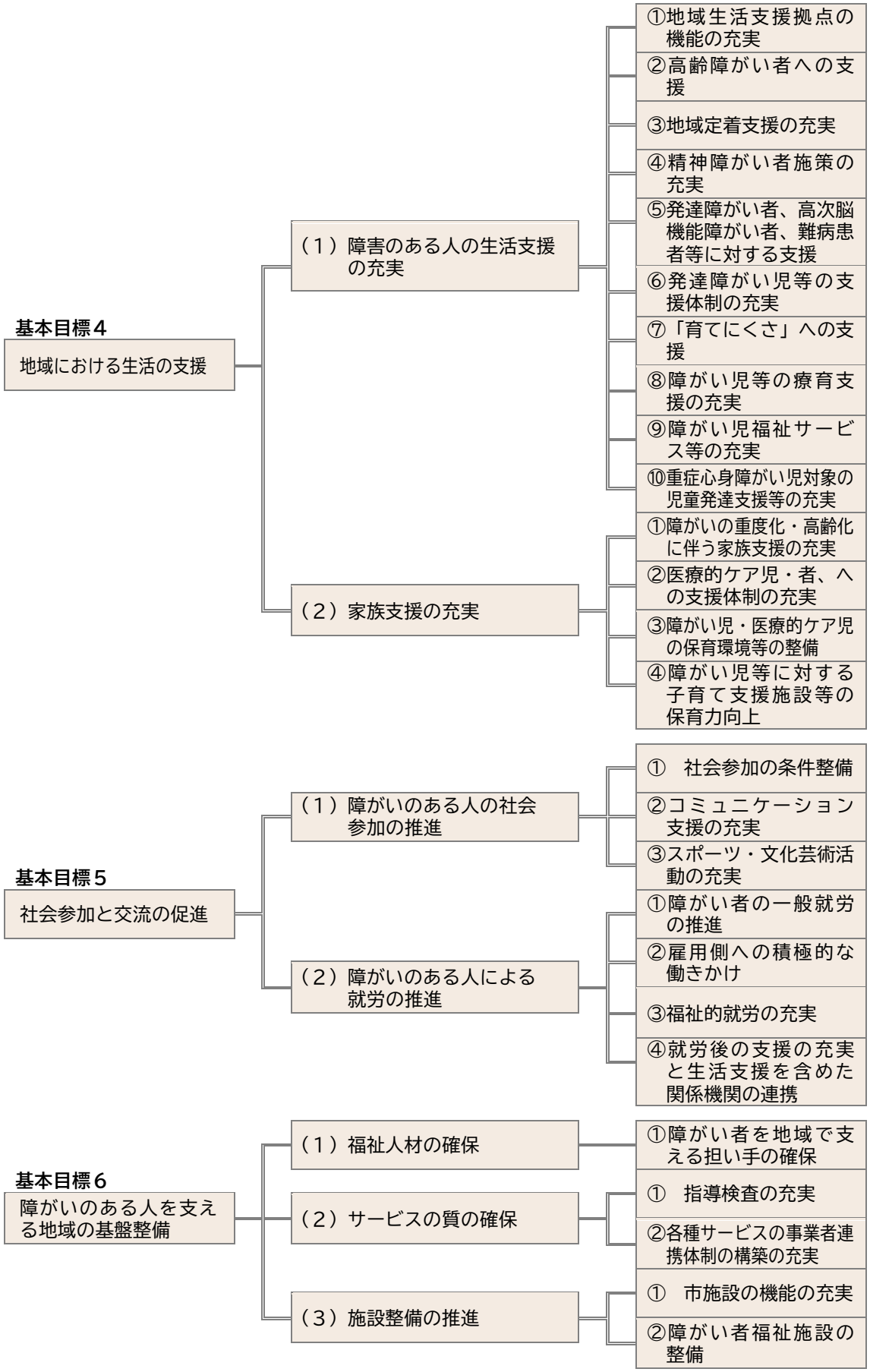
基本目標４
地域における生活の支援
（１）障害のある人の生活支援の充実
①地域生活支援拠点の機能の充実
②高齢障がい者への支援
③地域定着支援の充実
④精神障がい者施策の充実
⑤発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援
⑥発達障がい児等の支援体制の充実
⑦「育てにくさ」への支援
⑧障がい児等の療育支援の充実
⑨障がい児福祉サービス等の充実
⑩重症心身障がい児対象の児童発達支援等の充実
（２）家族支援の充実
①障がいの重度化・高齢化に伴う家族支援の充実
②医療的ケア児・者、への支援体制の充実
③障がい児・医療的ケア児の保育環境等の整備
④障がい児等に対する子育て支援施設等の保育力向上
基本目標５
社会参加と交流の促進
（１）障がいのある人の社会参加の推進
①　社会参加の条件整備
②コミュニケーション支援の充実
③スポーツ・文化芸術活動の充実
（２）障がいのある人による就労の推進
①障がい者の一般就労の推進
②雇用側への積極的な働きかけ
③福祉的就労の充実
④就労後の支援の充実と生活支援を含めた関係機関の連携
基本目標６
障がいのある人を支える地域の基盤整備
（１）福祉人材の確保
①障がい者を地域で支える担い手の確保
（２）サービスの質の確保
①　指導検査の充実
②各種サービスの事業者連携体制の構築の充実
（３）施設整備の推進
①　市施設の機能の充実
②障がい者福祉施設の整備

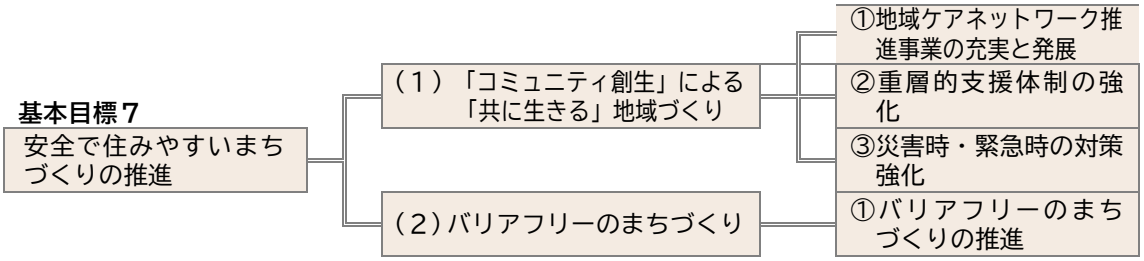
基本目標７
安全で住みやすいまちづくりの推進
（１）「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり
（２）バリアフリーのまちづくり
①地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展
②重層的支援体制の強化
③災害時・緊急時の対策強化
①バリアフリーのまちづくりの推進

第４章　施策の展開

第１節　（基本目標１）計画の推進

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し支え合いながら共生できるまち」、「自らの意思が尊重され、だれもが住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまち」、「持てる能力を発揮し、だれもが地域社会の中で個性を生かしつつ、社会の構成員として自立して生活できるまち」の実現を目指し、障害者基本法に基づく「障がい者計画」を策定し、障がい者施策の基本的な方向と達成すべき目標を示す計画を策定します。

本計画の進捗状況を随時評価・検証しながら、障がいのある人本人やその家族、支援者等障がい者福祉に携わる様々な人の意見を把握し、施策の改善を図ります。

（１）計画の策定等

① 計画の策定等

「健康福祉総合計画2025」に基づき、高齢者、障がい者、子どもなどすべての市民の健康と福祉に関する施策を推進します。

「障がい者等の生活と福祉実態調査」の結果や障がい者地域自立支援協議会等での議論を踏まえて策定した「第三期障がい者（児）計画」の計画的な推進を図ります。計画は、障がい当事者をはじめとする幅広い市民の参加を図りながら検討を進めるとともに、計画の進捗状況の分析・評価を通じてより実態に即したものとします。

② 計画の評価・検証

本計画に基づく取組の進捗状況等を毎年点検・評価し、三鷹市障がい者自立支援協議会において報告、意見を聴取することで、より効果的・効率的な施策の推進を図ります。

（２）計画の推進体制

① 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実

障がい当事者をはじめとした市民、事業者、関係団体等幅広い分野の委員による障がい者地域自立支援協議会において、本計画の進捗状況を確認し、必要な施策の検討や先進事例の調査研究を行うなど、障がいの有無にかかわらず、すべての人が暮らしやすい三鷹市の創出を図ります。

② 庁内関係部署との連携強化

障がい分野だけでなく、保健、医療、介護、保育、教育など様々な分野のあ関係機関の連携・協力（横の連携）を強化し、ライフステージや状況に応じた切れ目のない支援（縦の連携）の提供に努めます。

③ 関係機関との連携

障がい者地域自立支援協議会を活用し、関係機関とのネットワークを構築・連携し、様々な視点から施策の検討を行います。

また、社会福祉協議会、社会福祉事業団をはじめとする社会福祉法人等の関係団体等や民生委員・児童委員をはじめ、NPO法人やボランティア団体など地域に密着した活動を行う団体等との連携を強化することにより、健康福祉施策の充実を図ります。

第２節　（基本目標２）互いを理解し、認め合う地域づくり

「障害者差別解消法」の施行により、行政機関のみならず民間事業者などでも「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が求められるようになりました。障害そのものや障害のある人に対する差別や偏見の解消に向けて、引き続き、周知・啓発活動を実施します。また、障害のある人の「自分のことは自分で決める」自己決定権を尊重し、誰も排除されることのない社会を創出するため、広報・啓発を行います。

また、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを権利擁護の観点から進めます。「障害者虐待防止法」に基づき、障害者虐待の防止に取り組むとともに、地域と協力して虐待が疑われるケースの早期発見と早期対応に努めます。

（１）障がいに対する理解の推進

① 心のバリアフリーの推進

高齢者や障がい者の人権・疾病などに関する理解を深め、心のバリアフリーを推進するために、あらゆる機会や場において、啓発・広報活動の充実を図ります。また、高齢者や障がいのある方と児童・生徒、市民との交流の機会提供等も実施します。

心のバリアフリーを推進するには、高齢者や障がい者と積極的に交流し、理解しあうことにより、偏見や差別をなくすことが大切です。敬老のつどいやみたかスポーツフェスティバルには多くのボランティアが参加しています。これからもボランティア講座等を通して、ボランティア活動の振興を図ります。

② 地域住民の理解促進

みたかスポーツフェスティバルや心のバリアフリー推進事業などで地域住民がかかわるきっかけづくりを進め、障がい者への理解を促進するための活動を積極的に行います。

また、地域ケアネットワークなどを活用し、発達障がいや高次脳機能障がい、難病等も含め、障がいについての講座や勉強会等を積極的に行い、相互理解と交流を進めます。

③ 福祉教育の推進

障がいそのものや障がい者に対する差別や偏見をなくし、障がい者の地域での自立した生活と社会参加が促進されるよう、「ノーマライゼーション」や「イ

ンクルーシブ教育」の理念の一層の定着を図るため、教育委員会と連携し福祉教育を推進します。

（２）障がい者差別の解消と合理的配慮推進

① 障がい者差別解消の取り組み

平成28年４月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の理念・趣旨等を正しく理解し、「三鷹市職員の障がいを理由とする差別解消推進対応要綱」を踏まえた知識を習得し、職場での実践を図るために、市職員に対する研修を進めます。

また、差別解消に向けて、リーフレットの配布や、障がいについての講座や勉強会などを通じて、市民・事業者等への周知・啓発を進めます。

② 支え合う意識づくり

住み慣れた地域で安心して健康で暮らしていく上で、地域の人々がお互いに助け合うことが不可欠です。そのためには、お互いを支え合う意識が広く、深く浸透するよう、意識づくりのための取組を行います。

（３）障がい者の権利保障

① 権利擁護の取り組みの推進

権利擁護センターみたかにおいて、知的障がい者・精神障がい者・認知症高齢者などの市民が地域で自立し、サービスを選択して生活するための支援を行います。社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護事業、サービス利用相談、苦情相談、成年後見制度の利用や虐待の対応などの専門相談等を行います。

② 障がい者虐待防止の取り組み

障がい者が個人の尊厳を保ち、住み慣れた地域で生活ができるよう、基幹相談支援センターに併設している障がい者虐待防止センターを中心に虐待防止の啓発に努めるとともに、障がい者に対する虐待を発見した場合等における関係機関とのさらなる連携の強化・緊密化により、速やかな問題の解決に取り組みます。

第３節　（基本目標３）障がいのある人の視点に立った情報の提供と相談支援の充実

地域での生活を支える医療や福祉サービスを、誰もが必要な時に利用できるまちづくりを目指します。障がい特性やライフステージ（年齢に伴って変化する生活段階）に対応したわかりやすい情報提供の充実を図るとともに、身近な相談窓口の充実を図ります。

基幹相談支援センターや市役所窓口、各相談支援事業所、就労支援センター、権利擁護センター、地域包括支援センター等の機関を中心に、ケースワーカー、相談支援線も任、障がい者相談員、ケアマネジャー、ボランティア、民生委員・児童委員等との連携により地域の相談支援ネットワークを確立し、市民にとって身近な相談支援が提供できる体制を整備します。

（１）わかりやすい情報提供

① わかりやすい情報提供の充実

障がい者やその家族が必要とする情報について、必要な時に的確・正確な情報が入手できる環境の創出のため、それぞれのケースに応じてコミュニケーション手段を選択できるようにします。点字や手話、音声コードやコミュニケーション支援ボードなど多様なツールを利用します。利用者の意見も踏まえ、情報アクセシビリティの改善を図ります。

また、市職員が研修やハンドブックなどで障がい特性や窓口での対応方法などを学ぶことにより、障がい特性に応じた情報提供ができるよう努めます。

（２）相談機能の充実

① 誰もがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口の充実

障がい者相談支援センターぽっぷや地域活動支援センターまちかど、障がい者自立支援センターゆー・あいなどの、まず「受け止める」窓口を周知し、誰もがアクセスできる、アクセスしやすい相談窓口を充実させます。

② ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制整備

ライフステージに対応した福祉サービス等の情報を、障がい当事者や家族の立場に合わせてわかりやすく提供します。ステージの移行期には課題が顕在化しやすいことを踏まえ、相談支援事業者連絡会や障がい者地域自立支援協議会

相談支援部会において、子ども・成人・高齢者それぞれの事業者の連携を図り、制度のつなぎの相談に対応する事業者を育成します。

また、子ども・成人・高齢者それぞれのステージへの移行を見据えた情報提供等の支援を行うとともに、支援内容を適切に引き継ぎ、制度や支援者が代わっても支援が途切れないような体制を整備します。具体的には、障がいの特性や支援内容などの記録を蓄積し、切れ目のない支援体制の確立に努めます。

生活介護事業所や就労継続支援事業所での活動終了後の過ごし方について、検討を継続します。

③ 障がい者ケアマネジメント体制の推進

地域でサービスを必要とする障がい者に対し、総合的な相談支援を実施し、サービス等利用計画を作成、管理することにより、サービスの利用を支援します。

障がい者本人の意向や要望を最大限尊重しながら、一人ひとりの生活に必要な福祉・保健・医療・教育・就労等の多様なサービスを総合的に提供するために、個々人のケアに関する計画を作成し実施する障がい者ケアマネジメント体制の整備を検討します。

④ 基幹相談支援センターの円滑な運営と充実

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を行うとともに、高次脳機能障がい者の専門相談、虐待対応、相談支援専門員の育成・資質向上、地域移行のコーディネート等多様な業務、地域の実情に応じた体制を整備することを目的として、基幹相談支援センターの円滑な運営を引き続き行います。

具体的には、相談支援事業者連絡会などを通じて、市内相談機関の連携を強化し、地域の相談支援の拠点としての機能を充実させます。

また、相談支援事業者連絡会や障がい者地域自立支援協議会の部会で地域課題を探る等、相談支援専門員の育成や脂質の向上を図ります。

（３）福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり

① 利用者の状況に合わせたサービスの提供

サービス等利用計画の作成支援を通じ、障害福祉サービスを必要とする人に適切な支援が行きわたるよう取り組むとともに、サービス等利用計画の定期的な評価（モニタリング）により的確なニーズ把握に努めます。

② 福祉サービス未利用者への対応強化

地域生活支援拠点の機能の充実等により、既存のサービス利用者への支援にとどまらず、サービス未利用者についても情報把握を行い、必要に応じて福祉サービスの利用を進めるなど対応を強化します。

第４節　（基本目標４）地域における生活の支援

障害のある人が日常生活を送るためには、一人ひとり異なる障害の特性や生活状況に合わせた必要な支援を受けることが大切です。障害のある人やその家族などが抱える生活課題や福祉に関する様々なニーズを把握し、相談支援事業者などと連携しながら、適切なサービスの利用につなげていきます。また、障害福祉サービスの量的・質的充実を図り、多様化する支援ニーズの対応に努めます。

（１）障がいのある人の自立生活の支援

① 地域生活支援拠点の機能の充実

障がい者の施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」の問題に対応するため、障がい福祉計画の策定における国の基本方針に基づき、地域生活支援拠点を整備します。

地域生活支援拠点は、相談支援事業所間のさらなる連携を図ることにより相談機能を充実させ、居住体験の機会や場の提供、緊急時に受入れ可能なショートステイの確保やコーディネート機能の充実など、障がい者が地域で生活するために必要な支援を、地域の支援機関等が連携して提供する面的な体制として、段階的な整備と充実を図ります。また、生活全般についての相談に24時間対応できる体制を検討します。

地域生活支援拠点の整備にあたっては、市内の様々な相談支援機関が、相談に対してどのような困りごとを抱えているのかを調査し、地域生活支援拠点の活動に活かしていきます。

② 高齢障がい者への支援

障がい者の高齢化に伴い、障害福祉サービスから介護保険サービス等、高齢者福祉サービスへの円滑な移行を図るとともに、必要に応じて障がいの特性を踏まえた障害福祉サービスが提供できるようサービスの連携や情報提供等に取り組みます。

また、「地域共生社会」の実現に向けて、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度の指定が受けやすくなる「共生型サービス」について、国の動向を踏まえ、当事者にとって適切な対応をしていきます。

③ 地域定着支援の充実

退院・退所後は、地域定着支援や自立生活援助、居宅介護などの障害福祉サービスや関係機関につなげることで、地域での生活を支えます。

また、地域活動支援センターの機能向上などにより、日中の活動場所の確保を図ります。

④ 精神障がい者施策の充実

精神障がい者が地域で生活できるよう、指定相談支援事業者や関係機関と連携しながら、地域生活の継続が可能となるような支援体制の強化を図ります。

⑤ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援

発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等の福祉と生活ニーズ等を適切に把握し、相談支援やサービス提供に基づく自立生活支援や社会参加を促進するとともに、発達障がい者、高次脳機能障がい者及びその家族を対象とした専門家による相談会の実施を進めていきます。

⑥ 発達障がい児等の支援体制の充実

発達に課題のある子どもとその保護者に対し、子育て支援体制の充実を図りペアレントメンター事業等の家族支援を進めるなど、保護者に寄り添った支援を行うとともに、地域における理解の促進を図ります。

⑦ 「育てにくさ」への支援

発達の偏りやこだわり、障がいの有無等にかかわらず、「育てにくさ」のある子どもとその保護者に対し、総合保健センターと子ども発達支援センターの連携により確立した「早期発達支援システム」の中で、より早期に療育の視点を生かした子育て支援を実施します。

子どもの特性に対応した具体的な育児の仕方や知識の提供、親子関係や親子を取り巻く環境の調整を図り、保護者の心理的フォローも充実させ、子どもの育ちにつながる子育てに親が安心し、自信を持って取り組めるよう支援します。

⑧ 発達障がい児等の療育支援の充実

専門機関である子ども発達支援センターを中核とし、家庭及び地域を含めた障がい児等の療育支援に取り組みます。

⑨ 障がい児福祉サービス等の充実

障がい児の各ライフステージで必要となる児童福祉法に基づく障害児福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の支給決定を行います。特別支援学校卒業後の就労に向けた支援を行います。

また、移動支援・緊急一時保護等のサービスや心身障がい者福祉手当、医療費助成等の支給により負担の軽減を図ります。

⑩ 重症心身障がい児対象の児童発達支援等の充実

医療的ケアを必要とする障がい児を対象とする事業所と協力し、重症心身障がい児とその保護者を支援します。

（２）家族支援の充実

① 障がいの重度化・高齢化に伴う家族支援の充実

調布基地跡地に整備される障がい者福祉施設（三鷹市・府中市・調布市による共同設置）において重症心身障がい児（者）を受け入れ、介護・介助に係る家族の負担を軽減します。

② 医療的ケア児・者への支援体制の充実

医療的ケア児・者が日常生活を送る上で必要な支援を充実させるため、保健・医療・障がい福祉・保育・教育など関係機関の連携につながる協議会の場において、支援体制の検討及び縦横の連携促進を図ります。

また、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児に対する総合的な切れ目のない支援体制を構築します。

③ 障がい児・医療的ケア児の保育環境等の整備

認可保育園において、子ども発達支援センターと連携を図りながら障がい児保育の充実を図ります。

また、医療的ケア児の保育ニーズの高まりに対応するため、児童の特性に応じた受け入れ体制等を検討し、保育園での受け入れを行います。

④ 障がい児等に対する子育て支援施設等の保育力向上

認可保育園や幼稚園、親子ひろば事業等において、保育所等訪問支援事業や巡回発達相談、専門研修などの実施により障がい児等の保育の質の向上に取り組みます。

第５節　（基本目標５）社会参加の推進

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、就労をはじめ、外出の支援、交流等により社会参加の支援・促進に努めます。

就労については、関係機関や事業所等との連携による就労支援ネットワークを充実させ、障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

また、障がい者と地域住民との相互理解を深めていく地域交流・世代間交流を充実し、地域の中で支え合う環境づくりに努めます。

（１）障がいのある人の社会参加の推進

① 社会参加しやすい環境の整備

障がい者の自立と社会参加の促進を図るために、引き続きガイドヘルパーの派遣等を通じて、地域での活動に参加しやすい環境整備を図ります。

また、市内の交通不便地域において、コミュニティバスを運行するほか、市内で運営されている福祉有償運送事業者（NPO法人みたかハンディキャブ）への支援を行うとともに、公共交通機関の利用が困難な障がい者に対して福祉タクシー券（助成券）を配布し、移動手段の確保に取り組みます。

② コミュニケーション支援の充実

手話通訳者、要約筆記者、読み書き支援員等を派遣し、意思疎通の円滑化を図り、社会参加の機会を創出します。

（２）障がいのある人による就労の促進

① 障がい者の一般就労の推進

障がい者就労支援センター「かけはし」を、市内の就労支援ネットワークの拠点として位置付け、ハローワーク、就労支援事業所等との連携のもと、一般就労をめざす障がい者に対し、就職準備、求職活動、職場定着等の段階ごとに、障がいの種別に応じた継続的な支援を行うとともに、障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

就労に向けた支援を充実させるため､教育からの連携ができる就労支援策や、事例検討会などを通じて就労支援の理解者や担い手を増やす取り組みを検討します。

② 雇用側への積極的な働きかけ

雇用者向けのパンフレットを作成するなどして、様々な雇用事例や補助制度等についての情報を、障がい者就労支援センター「かけはし」などを通じて雇用側に積極的に伝えていくことで、雇用側の不安を払拭するよう努めます。

商工会等と連携し、雇用経験のある企業が、仕事や雇用の仕方などの経験を地域の中で話せる機会や、雇用側と働く側の経験交流ができる機会を設けて、障がい者雇用の促進に向けた取り組みを推進します。

③ 福祉的就労の充実

障がい者の就労には、本人が生きがいややりがいを持って働き、自己実現を図っていくことができるよう、障がい者就労支援施設への運営費補助を継続するなど、福祉的就労の場の充実を図ります。

また、障がい者施設等自主製品開発・販売ネットワーク事業（ぴゅあネット事業を中心に、障がい者施設のネットワークの構築を推進し、障がい者の工賃及び勤労意欲の向上に取り組みます。

④ 就労後の支援の充実と生活支援を含めた関係機関の連携

就労後の職場定着を支援するため、障害者就労支援センター「かけはし」を中心に、障がい者、家族、企業への助言など就労後の支援をきめ細かく行うとともに、ハローワークをはじめとした就労支援機関のほか、障がい者相談支援センター等の相談支援機関と連携し、個々の障がいに合わせた就労支援と生活支援の連携強化を図ります。

また、就労定着支援をどこが担い、地域でどのような体制をつくっていくか検討します。

（３）障がいのある人が参加しやすい余暇活動の充実

① スポーツ・文化芸術活動の充実

高齢者や障がい者がスポーツする機会を充実させるため、健康・福祉分野と連携した取り組みを進めるとともに、スポーツ施設におけるバリアフリー化を進める他、大学等と連携したサポート体制の取り組みについて検討します。

また、障がい者作品展の開催や、図書館サービスの充実等を通じ、自己実現を図れるよう活動のための環境づくりを推進します。

第６節　（基本目標６）障がいのある人を支える人への支援

障がい者を支える福祉人材の確保を図ります。

また、障がい者が地域における自分らしい暮らしを続けられるよう、グループホームの設置を支援するとともに、障がい者が利用しやすい障がい者福祉施設の整備を図ります。

さらに、サービス提供事業者の第三者評価事業を推進し、サービスの質の向上、障がい者が安心して利用できるサービスの確保を図ります。

（１）福祉人材の確保

① 障がい者を地域で支える担い手の確保

引き続きヘルパー養成研修等の実施や、地域ボランティアの養成、福祉の仕事についての啓発などによって、障がい者を地域で支える担い手の確保に努めます。

また、処遇改善に関する課題や休職中の有資格者の活用等、ヘルパー不足の要因を分析し解消策等を検討しながら、必要に応じ国や東京都に提言していきます。

（２）サービスの質の確保

① 指導監査等の充実

福祉サービスの第三者機関における評価事業を推進するとともに、評価結果を公表し、良質なサービス提供の仕組みを充実します。

三鷹市内でのみ事業運営を行う社会福祉法人に対する指導検査について、適切な実施により法人の効率的な運営と質の確保を図っていきます。また、法人が提供する福祉サービスの指導検査の充実を図るため、体制の整備を進めるとともに、法人が行う地域貢献活動の促進を支援します。

障害福祉サービス事業者等に対する指導検査を適切に実施し、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付費に係る費用等の支給の適正化を図ります。

② サービス事業者の連携体制の構築

事業者連絡会を通じて事業者間の連携を深め、複数の事業者による利用者支援体制を構築していきます。事業者連絡会で明らかとなった課題に応じた研修を実施し、事業者のスキルアップを図ります。

（３）施設整備の推進

① 市施設の機能の充実

三鷹中央防災公園・元気創造プラザに整備された福祉センター、総合保健センター、子ども発達支援センターについて、市民ニーズに合った機能の充実を図り、多様なサービスを提供します。

また、北野ハピネスセンターについては、さらなる利用者サービスの質の向上と効率的な運営を図るとともに、生活介護事業の充実のための新たなサービス（給食・入浴サービス）の提供を行います。

② 障がい者福祉施設の整備

障がい者グループホームへの家賃及び施設借上費の補助を継続的に実施し、障がい者の地域社会の受け皿となるグループホームの利用定員の拡充を図ります。

特別支援学校等を卒業し、地域での生活を希望する障がい者が利用可能な施設を確保するため、入所・通所あるいは住まいの場となる民間障がい者施設建設計画への支援を行うなど、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者等の日中活動の場、居住の場の確保に向けて、施設整備の支援を推進します。

第７節　（基本目標７）安心で住みやすいまちづくりの推進

地域におけるボランティア活動等、地域住民の自主的な支え合いの活動を支援し、「共に生きる」地域づくりに努めます。災害時等非常時を想定した安否確認や避難支援の方法などについて、地域住民とともに考え、共有することで、地域ぐるみの防災対策や支援体制づくりを推進します。

また、障がい者が当たり前に社会参加し、住み慣れた地域で生活ができるよう、障がい者を取り巻く物理的バリア、制度的バリア、情報のバリア、心のバリアを取り除くための取組を推進します。

（１）「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり

① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展

「コミュニティ創生」の取り組みのひとつとして、７つのコミュニティ住区で全市展開した「地域ケアネットワーク推進事業」については、各ケアネットが取り組む、居場所づくりや相談、見守り・支え合いや地域交流・多世代交流など、地域特性に応じた多様な活動の充実を支援します。また、今後の事業展開について、各ケアネットの主体性がより発揮できるよう、運営体制の充実を含めた効果的な事業のあり方を関係団体と協議・検討します。

（２）バリアフリーのまちづくり

① バリアフリーのまちづくりの推進

様々な事業主体のバリアフリー化への取り組みを踏まえ、「バリアフリーのまちづくり基本構想2022（第１次改定）」を改定し、バリアフリーのまちづくりを推進します。

市営住宅・市民住宅・都営住宅等の公共住宅申込みに関する相談や高齢世帯の住み替え相談への対応などとともに、老朽化した家屋の修繕・増改築に関する相談など、きめの細かい住宅に関する相談事業の充実を図ります。これにより、高齢者や障がい者なども含めた誰もが安心して住み続けられるまちづくりに向けた住宅施策を推進します。

（３）災害・感染症対策の推進

① 災害時・緊急時の対策強化

災害対策基本法に基づき作成した高齢者、障がい者等の避難行動要支援者名簿を毎年更新します。また、災害時に三鷹警察署や三鷹消防署など避難を支援する機関等への名簿提供を進め、避難支援体制の整備を図ります。

また、災害時に電力の供給停止が生命の危機に直結する、また移動等の避難行動が困難であるなどの特性がある在宅人口呼吸器使用者の災害時個別支援計画を、多摩・府中保健所と連携して作成します。

さらに、災害発生後、速やかな避難所開設、円滑な避難所運営が行えるよう、「避難所運営連絡会」を随時開催し、災害発生時に即応できる体制及び対応力を強化します。また、避難所を効率的かつ適切に運営するため、避難所開設・運営訓練を行い、課題を抽出のうえ避難所運営マニュアルの見直しを行います。

② 感染症に対する備え

障害福祉サービス事業者等への感染拡大防止等、感染症発生時に備えた平時からの事前準備の周知・啓発を行うとともに、事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、